

令和6年度 美郷町エネルギー・食料品等 価格高騰支援給付金のお知らせ

令和5年12月以降、1世帯当たり7万円または10万円の給付金、子育て世帯への加算金5万円の支給を受けた世帯は、今回の給付金の対象となりませんのでご注意ください。

町では、7月中旬に美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金に関する確認書類を、支給対象と見込まれる世帯へ送付しています。

■対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- 令和6年6月3日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている世帯
- 新たに、令和6年度個人住民税の所得割が課されていない方のみで構成される世帯
- 令和5年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金、または他市区町村における同様の給付金の対象となっていない世帯
- 世帯全員が住民税を課されている方の扶養になっていないこと

■給付金額

- 1世帯につき10万円
※「こども加算」として、平成18年4月2日以降に出生した児童1人につき5万円。

■手続方法

既に対象者と見込まれる世帯には確認書類を送付しています。要件等を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

※「支給要件を満たしているにもかかわらず、確認書類が届いていない方」は下記へお問い合わせください。

■提出期限

- 令和6年8月9日(金) 消印有効
※令和6年6月4日以降に出生した児童に係る「こども加算」については10月31日(休) 消印有効

詳細は広報美郷7月号をご覧ください！

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

税 務 課

9月2日(月)は町県民税、国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
町県民税(普通徴収)	2期	9月2日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	2期	9月2日(月)	1期・一括	7月31日(水)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	2期	9月2日(月)	1期・一括	7月31日(水)
固定資産税			2期	7月31日(水)

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

○秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については「美郷町ホームページ」または「令和6年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902



■令和6年度美郷町一般会計補正予算第5号
 ■令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

可決された案件

令和6年5月5日町議会臨時会が7月12日に開かれました。審議された議案は次のとおりです。

第5回
 町議
 会
 臨時
 会

農政課

美郷町有害鳥獣誘引樹木伐採事業補助金について

町では、人の生活圏への有害鳥獣の出没を抑制するため、クリ、カキなどの有害鳥獣を誘引する樹木の伐採について、その経費の一部を助成します。伐採を希望する方は、下記までご連絡ください。

- 対象者**◆・町内に対象樹木を所有または管理し、当該樹木の伐採および処分を業者に委託する個人または団体
 ・町内に対象樹木のある土地の所有者の同意を得て、当該樹木の伐採および処分を業者に委託する個人または団体

- 対象樹木**◆宅地、雑種地および農地など(山林を除く)に植栽しているクリ、カキなどの実のなる樹木
 ※樹種は、秋田県が実施するツキノワグマ出没抑制緊急対策事業に準じます。

対象経費◆業者へ委託した対象樹木の伐採および処分にかかる経費(税抜額)

補助率◆
【伐採費分】
 補助率:業者へ委託した伐採費(税抜額)の2分の1
 補助上限額:1本当たり2万5千円

【処分費分】
 補助率:業者へ委託した処分費(税抜額)の2分の1
 補助上限額:1本当たり2万5千円

補助金額◆伐採費と処分費の合計(千円未満切り捨て)

申込期限◆8月末まで

■補助対象外について

- ・対象樹木の伐採は根元からとし、伐根経費は補助対象外とします
- ・交付決定前に伐採した場合は補助対象外とします

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

令和7年度農地耕作条件改善事業(区画拡大・暗きょ排水等)の実施要望を取りまとめています

- 採択要件**◆次の要件をすべて満たすこと
- ①農業法人等が耕作する農地であること
 - ②農地中間管理機構を活用して賃貸借する農地であること
 - ③農業振興地域内の農地であること
 - ④事業費が200万円以上となること
 - ⑤受益者数が農業者2人以上であること
 - ⑥各土地改良区など実施主体による諸要件
- ※将来ほ場整備事業の計画がある地域では、当事業の実施はできませんのでご了承ください。

■助成内容(例)

- ・高低差が10cmを超えるほ場で表土扱いを行う区画拡大→25万円(10アール当たり)
- ・吸水きょ(本暗きょ管)の間隔が10m以下の暗きょ排水の新設(バックホウ施工を用い、表土扱いを行う場合)→19万円(10アール当たり)

申込期限◆8月23日(金)

※この募集は事業の実施を必ずお約束するものではありません。来年度の国の予算の動向などにより実施できない場合もあります。
 ※上記助成内容は一例です。支援メニューは細分化されているため、詳細は下記へお問い合わせください。
 ※実際の工事費と助成金額との差額は、申請者の自己負担となります。

申・問 土地改良区の受益地…管轄する土地改良区へ
 土地改良区の受益地以外…町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908